

# 外国人労働者の 安全衛生管理とコミュニケーション

下水道工事での事故を踏まえた公共工事の安全対策検討委員会

令和6年12月23日(月)

神奈川労働局安全課 地方産業安全専門官 関川 晃

## 2 文化の違いに対する理解

### 1 日本における異文化理解度と外国人労働者を受け入れる意識



外国人労働者に作業の手順などを教え、「分かったか」と聞くと「分かりました」と答えるが、実際に作業をさせるとまったく理解していないことがある、といった声をよく聞きます。そのほかにも、前掲の「静岡県外国人労働者実態調査」（令和元年10月）によれば、「外国人労働者を受け入れてきた中で困ったこと」では、「遅刻・欠勤が多いなど職場のルールが守れない」が技能実習生で3.5%、定住者で18.0%、資格外活動で22.6%、「生活や文化の違いから、日本人労働者とのトラブルが生じる」が技能実習生で3.5%、定住者で11.2%、資格外活動で6.5%などとなっています。

こうしたトラブルが生じるのは、日本語に未習熟なことも要因だと思いますが、日本語能力だけの問題ではなく、その外国人労働者が生まれ育った国や地域の文化の違いによるところが多いということをしっかり認識しておく必要があります。日本の鉄道は世界一正確に運行されているといわれていますが、国によっては、「その日のうちに目的地に着いているのだからいいだろう」というくらい時間にとらわれないところもあり、そうした時間感覚の中で育てば、多少の遅刻は取るに足らぬことと映るでしょう。

・「外国人労働者安全衛生管理の手引き」の全体版のうち、72頁からの引用です。

令和4年度厚生労働省委託  
外国人労働者安全管理支援事業(外国人在留支援センター)

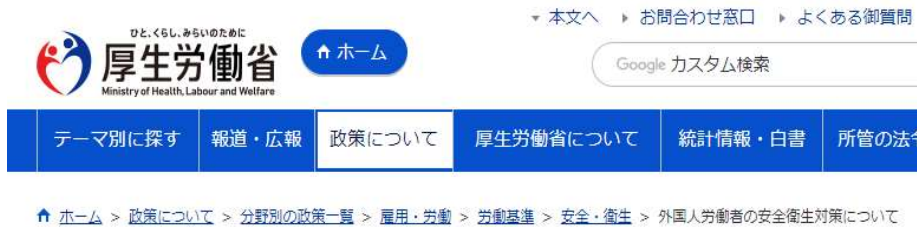
# 外国人労働者 安全衛生管理の 手引き

 厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署  
 公益社団法人 東京労働基準協会連合会

|            |                                  |    |
|------------|----------------------------------|----|
| <b>序章</b>  | <b>在留資格と就労</b>                   | 2  |
| 1          | 外国人の在留資格と就労の範囲～入管法の概要            | 2  |
| 2          | 外国人技能実習制度の概要と留意点                 | 5  |
| 3          | 特定技能制度及び技能実習制度の検討                | 7  |
| <b>第1章</b> | <b>労働災害の発生状況と発生要因の分析</b>         | 8  |
| 1          | 外国人労働者の雇用状況                      | 8  |
| 2          | 外国人労働者の労働災害発生状況                  | 11 |
| 3          | 高年齢労働者の労働災害との比較による外国人労働者の労働災害の分析 | 14 |
| <b>第2章</b> | <b>安全衛生管理とコミュニケーション</b>          | 16 |
| 1          | 言葉の壁                             | 16 |
| 2          | 文化の違いに対する理解                      | 22 |
| <b>第3章</b> | <b>安全衛生教育</b>                    | 25 |
| 1          | 教育の前に(リスクアセスメントの実施)              | 25 |
| 2          | 外国人労働者に対する安全衛生教育の準備              | 27 |
| 3          | 雇入れ時教育及び作業内容変更時教育                | 30 |
| 4          | 危険または有害な業務に係る安全衛生教育において特に留意すべき事項 | 31 |
| 5          | 特別教育                             | 33 |
| 6          | その他の安全衛生教育                       | 34 |
| 7          | 派遣労働者として就労させる場合の留意事項             | 36 |
| 8          | 安全衛生教育の実施及びフォローアップ               | 36 |
| <b>第4章</b> | <b>就業制限業務</b>                    | 37 |
| 1          | 労働安全衛生法に基づく就業制限                  | 37 |
| 2          | 外国人労働者を対象とする技能講習の実施              | 37 |
| <b>第5章</b> | <b>日常的な安全衛生活動</b>                | 39 |
| 1          | 外国人労働者を含む全員参加の安全衛生活動へ            | 39 |
| 2          | 外国人労働者を交えて行う危険予知訓練(KYT)の留意点      | 39 |
| 3          | 外国人労働者のヒヤリハット報告活動                | 40 |
| 4          | 外国人労働者とツールボックスミーティング(TBM)        | 40 |
| 5          | 4S(5S)活動と外国人労働者                  | 41 |
| <b>第6章</b> | <b>健康管理</b>                      | 42 |
| 1          | 健康診断                             | 42 |
| 2          | 心理的な負担の程度を把握するための検査等             | 44 |
| 3          | 熱中症対策                            | 46 |
| 4          | 外国人特有の事情に配慮した健康管理                | 48 |
| <b>第7章</b> | <b>作業管理</b>                      | 51 |
| 1          | 立入禁止措置                           | 51 |
| 2          | 安全標識等                            | 51 |
| <b>第8章</b> | <b>伝達すべき情報</b>                   | 55 |
| 1          | 健康管理手帳制度                         | 55 |
| 2          | 帰国後における労災請求等                     | 57 |
| <b>第9章</b> | <b>事例紹介</b>                      | 58 |



# 手引きの掲載ページのご案内



↑ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 外国人労働者の安全衛生対策について

## 外国人労働者の安全衛生対策について

厚生労働省では、外国人労働者の安全衛生対策に活用いただける教材を提供しています。

- 安全衛生教育
- 建設業 (教材)
- 農業 (教材)
- 漁業 (教材)
- 造船・船用工業 (教材)
- 技能講習補助教材



[外国人労働者の安全衛生対策について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

## 安全衛生教育

### 視聴覚教材等

- ・ [マンガでわかる働く人の安全と健康 \(教育用教材\)](#)

働く人の安全と健康について、初めて学ぶ方向けに視聴覚教材 (漫画教材) を作成しました。外国人労働者等に対しても適切な安全衛生教育が実施されるよう、11言語 (日本語、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語 (フィリピン)、クメール語 (カンボジア)、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、ネパール語、モンゴル語) に対応し、8業種と業種共通の教材を用意しています。

### パンフレット等

- ・ [PDF 外国人労働者安全衛生管理の手引き【概要版】 \[5.9MB\]](#)
- ・ [PDF 外国人労働者安全衛生管理の手引き【全体版】 \[10.5MB\]](#)

- ・ 概要版75頁
- ・ 全体版229頁

令和4年度厚生労働省委託事業「外国人労働者安全管理支援事業(外国人在留支援センター)」で作成しました。  
(受託者：公益社団法人東京労働基準協会連合会)

## 第2章 安全衛生管理とコミュニケーション

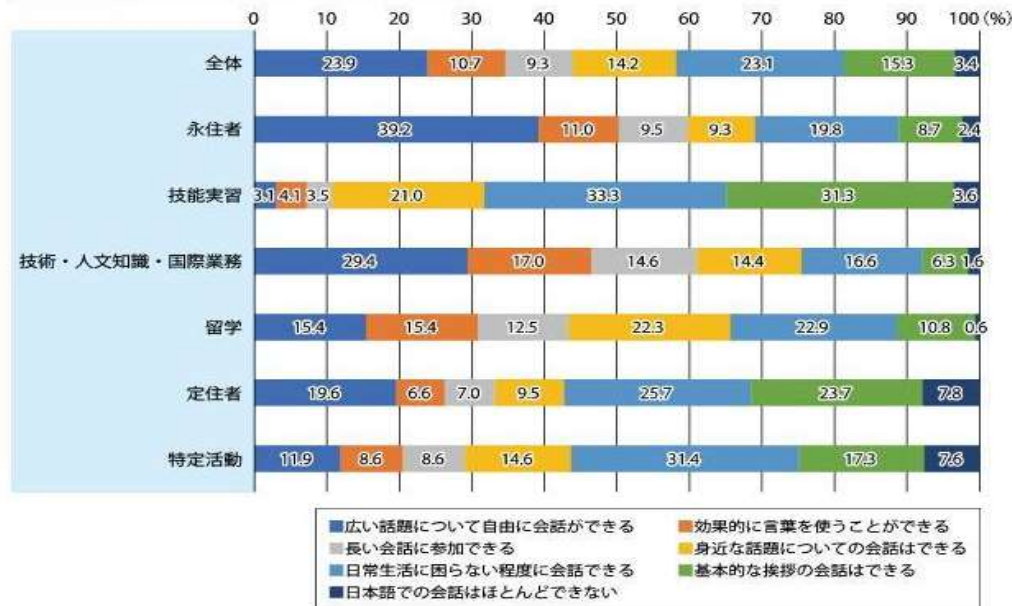
### 1 言葉の壁

#### 1 在留外国人の日本語能力に係る各種調査

##### ■ 出入国在留管理庁「令和3年度 在留外国人に対する基礎調査報告書」

出入国在留管理庁「令和3年度 在留外国人に対する基礎調査報告書」によれば、在留資格別日本語能力（話す・聞く）は、グラフ15のとおりであり、「永住者」では「幅広い話題について自由に会話できる」割合が39.2%と高くなっています。一方で、「技能実習」「特定活動」ではそれぞれ3.1%、11.9%と低くなっています。また、「技能実習」「定住者」では、「基本的な挨拶の会話はできる」「日本語での会話はほとんどできない」合せて、それぞれ34.9%、31.5%を占めており、全体と比較して高くなっています。

グラフ15 在留資格別日本語能力（話す・聞く）（単一回答）



資料出所：出入国在留管理庁「令和3年度 在留外国人に対する基礎調査報告書」

手引きの概要版  
16頁～24頁  
をご覧ください。

# 令和5年 外国人労働者の労働災害発生状況

令和6年5月27日

厚生労働省労働基準局

安全衛生部安全課

# 外国人労働者の労働災害発生状況

- 外国人労働者の労働災害発生率（死傷年千人率（以下「千人率」という。））は、日本人を含む全ての労働者の千人率より高く、第14次労働災害防止計画において、「外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下とする。」とのアウトカム指標が定められている。

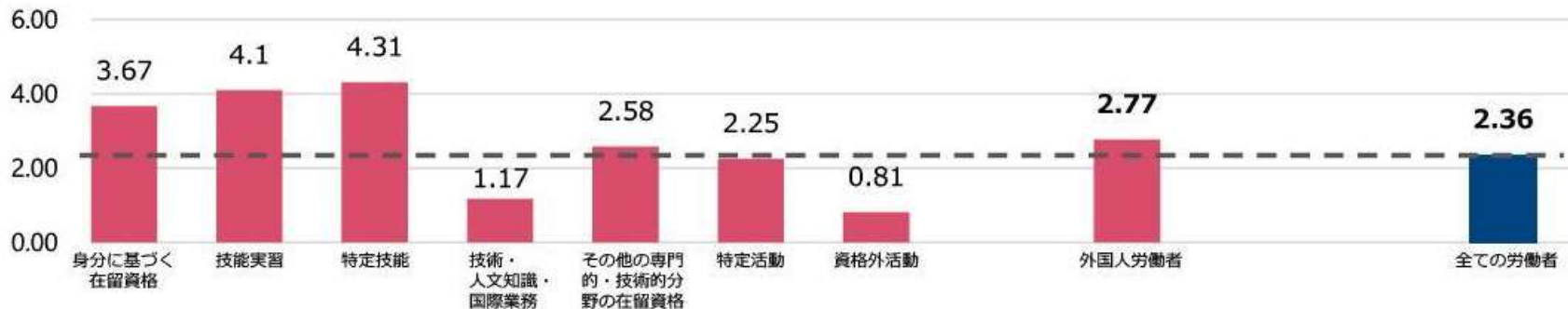
## 在留資格別の千人率(令和5年)

| 在留資格    | 外国人労働者         |          |                |                     |  |          |           |            | 合計        |
|---------|----------------|----------|----------------|---------------------|--|----------|-----------|------------|-----------|
|         | 在身分に<br>資格に基づく | 技能<br>実習 | 専門的・技術的分野の在留資格 |                     |  | 特定<br>活動 | 資格<br>外活動 | その他<br>・不明 |           |
|         |                |          | 特定<br>技能       | 国際<br>業務<br>・<br>知識 | 野<br>的<br>・<br>の<br>留<br>在<br>資<br>格<br>分<br>門 |          |           |            |           |
| 令和5年    |                |          |                |                     |  |          |           |            |           |
| 死傷者数(人) | 2,258          | 1,692    | 597            | 427                 | 235  | 161      | 284       | 18         | 5,672     |
| 労働者数(人) | 615,934        | 412,501  | 138,518        | 366,168             | 91,218   | 71,676   | 352,581   |            | 2,048,675 |
| 千人率     | 3.67           | 4.10     | 4.31           | 1.17                | 2.58   | 2.25     | 0.81      |            | 2.77      |

| (参考)    |            |
|---------|------------|
| 令和5年    | 全ての労働者     |
| 死傷者数(人) | 135,371    |
| 労働者数(人) | 57,390,000 |
| 千人率     | 2.36       |

データ出所：外国人の死傷者数、全労働者の死傷者数…労働者死傷病報告（令和5年）※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く  
外国人の労働者数…外国人雇用状況の届出状況（令和5年10月末現在）から算出  
全ての労働者の労働者数…労働力調査（年次・2023年・基本集計第1-2表 役員を除く雇用者）  
千人率=労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000

## 在留資格別の千人率と全ての労働者の千人率の比較（令和5年）



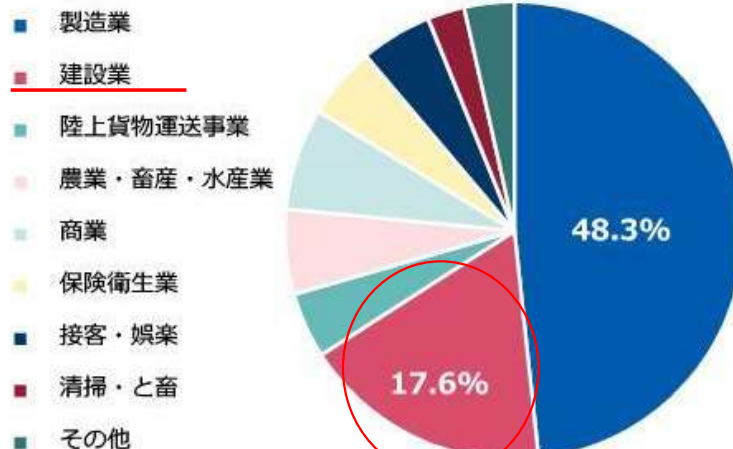


# 外国人労働者の労働災害発生状況

業種別・在留資格別の死傷者数（令和5年） 死傷者数（人）

| 業種        | 在留資格 | 身分に基づく | 技能実習  | 専門的・技術的分野の在留資格 |      |         |                | 特定活動 | 資格外活動 | その他・不明 | 合計 |
|-----------|------|--------|-------|----------------|------|---------|----------------|------|-------|--------|----|
|           |      |        |       | 特定技能           | 国際業務 | 人文知識・技術 | その他の技術的専門的在留資格 |      |       |        |    |
| 製造業       |      | 1,260  | 797   | 308            | 205  | 44      | 56             | 65   | 6     | 2,741  |    |
| 建設業       |      | 176    | 570   | 119            | 38   | 29      | 48             | 11   | 6     | 997    |    |
| 陸上貨物運送事業  |      | 160    | 19    | 1              | 16   | 3       | 4              | 59   | 1     | 263    |    |
| 農業・畜産・水産業 |      | 27     | 125   | 83             | 12   | 82      | 9              | 1    | 0     | 339    |    |
| 商業        |      | 174    | 78    | 15             | 72   | 8       | 5              | 56   | 1     | 409    |    |
| 保険衛生業     |      | 169    | 33    | 39             | 3    | 22      | 15             | 5    | 2     | 288    |    |
| 接客・娯楽     |      | 101    | 9     | 19             | 46   | 34      | 14             | 64   | 0     | 287    |    |
| 清掃・と畜     |      | 84     | 33    | 6              | 13   | 3       | 3              | 6    | 0     | 148    |    |
| その他       |      | 107    | 28    | 7              | 22   | 10      | 7              | 17   | 2     | 200    |    |
| 合計        |      | 2,258  | 1,692 | 597            | 427  | 235     | 161            | 284  | 18    | 5,672  |    |

業種別の死傷者数割合（令和5年）



データ出所：労働者死傷病報告（令和5年）※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

事故の型別・在留資格別の死傷者数（令和5年） 死傷者数（人）

| 事故の型        | 在留資格 | 身分に基づく | 技能実習  | 専門的・技術的分野の在留資格 |      |         |                | 特定活動 | 資格外活動 | その他・不明 | 合計 |
|-------------|------|--------|-------|----------------|------|---------|----------------|------|-------|--------|----|
|             |      |        |       | 特定技能           | 国際業務 | 人文知識・技術 | その他の技術的専門的在留資格 |      |       |        |    |
| はさまれ、巻き込まれ  |      | 373    | 550   | 182            | 114  | 38      | 36             | 61   | 5     | 1,359  |    |
| 転倒          |      | 469    | 131   | 45             | 52   | 35      | 21             | 32   | 2     | 787    |    |
| 動作の反動、無理な動作 |      | 406    | 107   | 57             | 50   | 23      | 20             | 19   | 0     | 682    |    |
| 切れ、こすれ      |      | 168    | 255   | 92             | 59   | 20      | 17             | 49   | 1     | 661    |    |
| 墮落・転落       |      | 196    | 158   | 48             | 39   | 46      | 11             | 21   | 2     | 521    |    |
| 飛来、落下       |      | 152    | 159   | 57             | 41   | 15      | 17             | 13   | 4     | 458    |    |
| 激突され        |      | 129    | 101   | 30             | 19   | 32      | 11             | 21   | 0     | 343    |    |
| 激突          |      | 164    | 72    | 23             | 18   | 9       | 10             | 9    | 1     | 306    |    |
| 高温・低温物との接触  |      | 58     | 71    | 30             | 14   | 7       | 7              | 24   | 0     | 211    |    |
| 崩壊、倒壊       |      | 40     | 42    | 14             | 5    | 3       | 3              | 5    | 1     | 113    |    |
| その他         |      | 103    | 46    | 19             | 16   | 7       | 8              | 30   | 2     | 231    |    |
| 合計          |      | 2,258  | 1,692 | 597            | 427  | 235     | 161            | 284  | 18    | 5,672  |    |

データ出所：労働者死傷病報告（令和5年）※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

業種別・在留資格別の死亡者数（令和5年） 死亡者数（人）

| 業種        | 在留資格 | 身分に基づく | 技能実習 | 専門的・技術的分野の在留資格 |      |         |                | 特定活動 | 資格外活動 | その他・不明 | 合計 |
|-----------|------|--------|------|----------------|------|---------|----------------|------|-------|--------|----|
|           |      |        |      | 特定技能           | 国際業務 | 人文知識・技術 | その他の技術的専門的在留資格 |      |       |        |    |
| 製造業       |      | 2      | 1    | 0              | 1    | 0       | 0              | 0    | 0     | 4      |    |
| 建設業       |      | 4      | 4    | 1              | 0    | 2       | 1              | 1    | 2     | 15     |    |
| 陸上貨物運送事業  |      | 1      | 0    | 0              | 0    | 0       | 0              | 0    | 0     | 1      |    |
| 農業・畜産・水産業 |      | 0      | 0    | 2              | 0    | 0       | 0              | 0    | 0     | 2      |    |
| 商業        |      | 2      | 1    | 0              | 1    | 0       | 0              | 0    | 0     | 4      |    |
| 保険衛生業     |      | 1      | 0    | 0              | 0    | 0       | 0              | 0    | 0     | 1      |    |
| 接客・娯楽     |      | 1      | 0    | 0              | 0    | 0       | 0              | 0    | 0     | 1      |    |
| その他       |      | 1      | 0    | 0              | 0    | 0       | 0              | 2    | 1     | 4      |    |
| 合計        |      | 12     | 6    | 3              | 2    | 2       | 1              | 3    | 3     | 32     |    |

データ出所：死亡災害報告（令和5年）※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く



# 外国人労働者の労働災害発生状況

業種別・事故の型別の死傷者数（令和5年）

死傷者数（人）

| 業種        | 事故の型   |     |        |        |       |       |      |     |            |       |     | 合計    |
|-----------|--------|-----|--------|--------|-------|-------|------|-----|------------|-------|-----|-------|
|           | 巻き込まれ、 | 転倒  | 無理な動作、 | 切れ、こすれ | 墜落・転落 | 飛来、落下 | 激突され | 激突  | 高温・低温物との接触 | 崩壊、倒壊 | その他 |       |
| 製造業       | 879    | 352 | 265    | 388    | 129   | 227   | 132  | 135 | 119        | 56    | 59  | 2,741 |
| 建設業       | 207    | 76  | 65     | 96     | 186   | 130   | 71   | 61  | 20         | 39    | 46  | 997   |
| 陸上貨物運送事業  | 54     | 34  | 53     | 6      | 29    | 15    | 34   | 27  | 1          | 4     | 6   | 263   |
| 農業・畜産・水産業 | 76     | 45  | 24     | 32     | 49    | 22    | 58   | 17  | 4          | 0     | 12  | 339   |
| 商業        | 67     | 67  | 61     | 56     | 27    | 28    | 22   | 24  | 18         | 8     | 31  | 409   |
| 保険衛生業     | 8      | 78  | 133    | 6      | 17    | 3     | 7    | 10  | 1          | 0     | 25  | 288   |
| 接客・娯楽     | 12     | 74  | 29     | 56     | 32    | 10    | 6    | 9   | 42         | 0     | 17  | 287   |
| 清掃・と畜     | 25     | 27  | 19     | 12     | 29    | 6     | 5    | 16  | 3          | 2     | 4   | 148   |
| その他       | 31     | 34  | 33     | 9      | 23    | 17    | 8    | 7   | 3          | 4     | 31  | 200   |
| 合計        | 1,359  | 787 | 682    | 661    | 521   | 458   | 343  | 306 | 211        | 113   | 231 | 5,672 |

事故の型別の死傷者数割合（令和5年）

- はさまれ、巻き込まれ
- 転倒
- 動作の反動、無理な動作
- 切れ、こすれ
- 墜落・転落
- 飛来、落下
- 激突され
- 激突
- 高温・低温物との接触
- 崩壊、倒壊
- その他



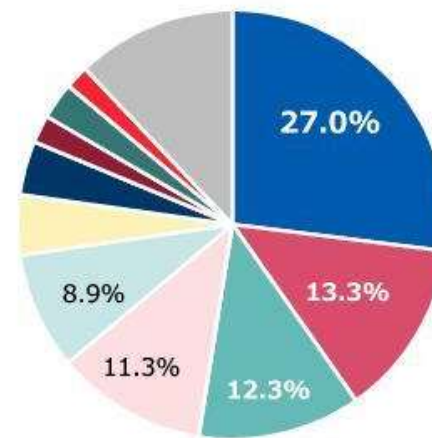
国籍/地域別・在留資格別の死傷者数（令和5年）

死傷者数（人）

| 国籍/地域別     | 在留資格  | 在留資格別の死傷者数 |      |                |         |        |          |        | 合計    |  |
|------------|-------|------------|------|----------------|---------|--------|----------|--------|-------|--|
|            |       | 身分に基づく     | 技能実習 | 専門的・技術的分野の在留資格 |         |        |          | その他・不明 |       |  |
|            |       |            | 特定技能 | 国際業務           | 人文知識・技術 | 野的・その他 | その他の専門資格 | 特定活動   | 資格外活動 |  |
| ベトナム       | 44    | 864        | 303  | 168            | 38      | 61     | 49       | 3      | 1,530 |  |
| フィリピン      | 533   | 141        | 45   | 5              | 15      | 10     | 5        | 0      | 754   |  |
| ブラジル       | 693   | 0          | 0    | 0              | 1       | 1      | 1        | 0      | 696   |  |
| 中国(香港等を含む) | 266   | 156        | 57   | 72             | 38      | 7      | 42       | 5      | 643   |  |
| インドネシア     | 19    | 300        | 121  | 15             | 20      | 18     | 9        | 1      | 503   |  |
| ペルー        | 246   | 0          | 0    | 0              | 9       | 1      | 0        | 0      | 256   |  |
| ネパール       | 15    | 15         | 13   | 64             | 13      | 0      | 110      | 0      | 230   |  |
| 韓国         | 100   | 0          | 3    | 9              | 0       | 3      | 1        | 3      | 119   |  |
| ミャンマー      | 7     | 78         | 24   | 10             | 9       | 20     | 10       | 0      | 158   |  |
| タイ         | 55    | 31         | 5    | 2              | 2       | 0      | 3        | 2      | 100   |  |
| その他        | 280   | 107        | 26   | 82             | 90      | 40     | 54       | 4      | 683   |  |
| 合計         | 2,258 | 1,692      | 597  | 427            | 235     | 161    | 284      | 18     | 5,672 |  |

国籍/地域別の死傷者数割合（令和5年）

- ベトナム
- フィリピン
- ブラジル
- 中国(香港等を含む)
- インドネシア
- ペルー
- ネパール
- 韓国
- ミャンマー
- タイ
- その他



データ出所：労働者死傷病報告（令和5年）※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

データ出所：労働者死傷病報告（令和5年）※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く



HOME > 日本語教育教材・日本語教育アプリ

日本語教育教材・日本語教育アプリ

にはんごきょういくきょうざい  
日本語教育教材

がいてくじんぎのうしゅうせい(にほうごくまゐせうしゅう(にほうごくごころしゅう)しゅうきかんちゆうなど おこな 外国人技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等に行う にほんごかくしゅう きょうざい) かい きんぞくかんけいしよくしよ しよくひんせいぞうかんけいしよくしよ 日本語学習のための教材(機械・金属関係職種と食品製造関係職種と げんせいつかんけいしよくしよ のうぎょうかんけいしよくしよ せんい いんくかんけいしよくしよ きょうぎょうかんけいしよくしよむ 建設関係職種と農業関係職種と繊維・衣服関係職種と漁業関係職種向け)を かいせつ 開発しました。

- 職種共通 【適用ガイド】 【はなしましよ】
- 機械・金属関係職種 (げんぱのことは) (げんぱのかわわ)
- 食品製造関係職種 (げんぱのことは) (げんぱのかわわ)
- 建設関係職種 (げんぱのことは) (げんぱのかわわ)

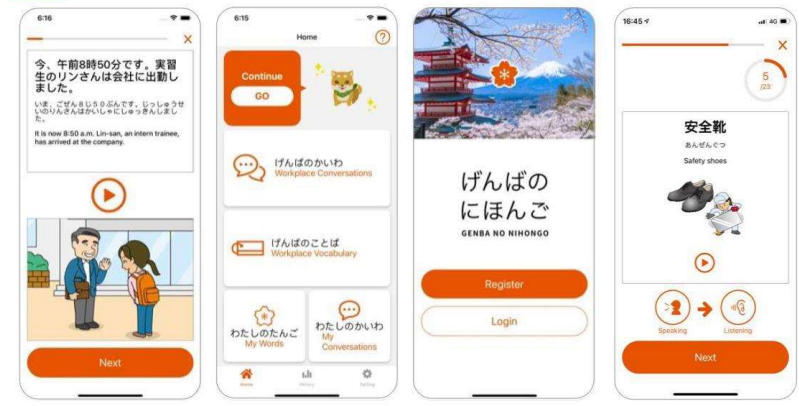
●日本語教育アプリの概要 (リーフレット「日本語教育アプリ「げんぱのにほんご」をご活用ください」)

※リーフレットの各言語版 [English\(英語\)](#)/[Tiếng Việt\(ベトナム語\)](#)/[中文\(中国語\)](#)/[Tagalog\(タガログ語\)](#)/[Bahasa Indonesia\(インドネシア語\)](#)/[ภาษาไทย\(タイ語\)](#)/[ភាសាខ្មែរ\(カンボジア語\)](#)/[မြန်မာဘာသာ\(ミャンマー語\)](#)

技能実習生・実習実施者・監理団体の皆様へ 参考資料2

日本語教育アプリ 「げんぱのにほんご」 をご活用ください

日本語教育アプリ「げんぱのにほんご」は、技能実習生が、入国前講習、入国後講習、実習期間中等のスキマ時間を利用して日本語学習ができる、スマートフォン向けのアプリです。



※活用イメージ

- 本アプリは、技能実習生の適切な技能習得に必要な日本語の学習を目的として、外国人技能実習機構が開発したものです。インストール及び利用は無料です。 ※インターネット接続によるデータ通信を必要とします。その際の通信料は利用者負担となります。
- 英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、タガログ語及びミャンマー語の8言語に対応しています。
- 令和6年3月現在、本アプリの対象職種は「機械・金属関係職種」、「食品製造関係職種」、「建設関係職種」、「農業関係職種」及び「繊維・衣服関係職種」の5職種です。

▶ iPhoneをお使いの方は[こちら](#)

▶ Androidをお使いの方は[こちら](#)



アプリに関するお問い合わせ先 ▶ [contact@genbanonihongo.com](mailto:contact@genbanonihongo.com)



## 建設業に従事する外国人労働者向け教材

### 1：外国人労働者向け教育教材

令和元年度厚生労働省委託事業「外国人労働者に対する安全衛生教育教材作成事業（建設業）」で、作成しました。

（受託者：株式会社労働調査会）

すべての作業共通する事項、7つの業務ごとに、それぞれの作業について、映像教材とテキストを掲載しています。

- ・共通事項：建設現場全般、メンタルヘルス対策、熱中症対策、電離放射線障害防止対策
- ・7つの業務：（1）型枠施工業務、（2）左官業務及び内装仕上げ業務、（3）コンクリート圧送業務、（4）トンネル推進工業務、（5）建設機械施工業務及び土工業務、屋根ふき業務、（6）電気通信業務、（7）鉄筋施工業務及び鉄筋継手業務  
（業務区分ごとに、5つの作業の教材を掲載しています。）

各言語を選択してください。

[日本語](#) [英語 \(English\)](#) [インドネシア語 \(Bahasa Indonesia\)](#) [中国語 \(中文\)](#)

[ベトナム語 \(Tiếng Việt\)](#) [フィリピン語 \(Filipino/Tagalog\)](#) [モンゴル語 \(Монгол хэл\)](#)

[タイ語 \(ภาษาไทย\)](#) [カンボジア語 \(ភាសាខ្មែរ\)](#) [ネパール語 \(नेपाली\)](#) [ミャンマー語 \(မြန်မာဘာသာ\)](#)

### 2：新規入職者等に対する安全衛生教育教材

令和3年度厚生労働省委託事業「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策事業」で作成しました。（受託者：建設業労働災害防止協会）

- [新規入職者安全衛生教育テキスト](#)【10,957KB】
- [建設現場における新規入場者に対する教育テキスト](#)【5,335KB】



cn-0-1\_共通\_一般建築工地





# 外国人労働者の 安全衛生管理とコミュニケーション

下水道工事での事故を踏まえた公共工事の安全対策検討委員会

令和6年12月23日(月)

神奈川労働局安全課 地方産業安全専門官 関川 晃

資料3  
(補足)

令和4年度厚生労働省委託  
外国人労働者安全管理支援事業(外国人在留支援センター)

# 外国人労働者 安全衛生管理の 手引き



厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署



公益社団法人 東京労働基準協会連合会

## 凡 例

本冊子では、法令について、下記のような略称で記載しています。

安衛法 労働安全衛生法

安衛令 労働安全衛生法施行令

安衛則 労働安全衛生規則

入管法 出入国管理及び難民認定法

技能実習法 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律



|            |                                  |    |
|------------|----------------------------------|----|
| <b>序章</b>  | <b>在留資格と就労</b>                   | 2  |
| 1          | 外国人の在留資格と就労の範囲～入管法の概要            | 2  |
| 2          | 外国人技能実習制度の概要と留意点                 | 5  |
| 3          | 特定技能制度及び技能実習制度の検討                | 7  |
| <b>第1章</b> | <b>労働災害の発生状況と発生要因の分析</b>         | 8  |
| 1          | 外国人労働者の雇用状況                      | 8  |
| 2          | 外国人労働者の労働災害発生状況                  | 11 |
| 3          | 高齢労働者の労働災害との比較による外国人労働者の労働災害の分析  | 14 |
| <b>第2章</b> | <b>安全衛生管理とコミュニケーション</b>          | 16 |
| 1          | 言葉の壁                             | 16 |
| 2          | 文化の違いに対する理解                      | 22 |
| <b>第3章</b> | <b>安全衛生教育</b>                    | 25 |
| 1          | 教育の前に（リスクアセスメントの実施）              | 25 |
| 2          | 外国人労働者に対する安全衛生教育の準備              | 27 |
| 3          | 雇入れ時教育及び作業内容変更時教育                | 30 |
| 4          | 危険または有害な業務に係る安全衛生教育において特に留意すべき事項 | 31 |
| 5          | 特別教育                             | 33 |
| 6          | その他の安全衛生教育                       | 34 |
| 7          | 派遣労働者として就労させる場合の留意事項             | 36 |
| 8          | 安全衛生教育の実施及びフォローアップ               | 36 |
| <b>第4章</b> | <b>就業制限業務</b>                    | 37 |
| 1          | 労働安全衛生法に基づく就業制限                  | 37 |
| 2          | 外国人労働者を対象とする技能講習の実施              | 37 |
| <b>第5章</b> | <b>日常的な安全衛生活動</b>                | 39 |
| 1          | 外国人労働者を含む全員参加の安全衛生活動へ            | 39 |
| 2          | 外国人労働者を交えて行う危険予知訓練（KYT）の留意点      | 39 |
| 3          | 外国人労働者のヒヤリハット報告活動                | 40 |
| 4          | 外国人労働者とツールボックスミーティング（TBM）        | 40 |
| 5          | 4S（5S）活動と外国人労働者                  | 41 |
| <b>第6章</b> | <b>健康管理</b>                      | 42 |
| 1          | 健康診断                             | 42 |
| 2          | 心理的な負担の程度を把握するための検査等             | 44 |
| 3          | 熱中症対策                            | 46 |
| 4          | 外国人特有の事情に配慮した健康管理                | 48 |
| <b>第7章</b> | <b>作業管理</b>                      | 51 |
| 1          | 立入禁止措置                           | 51 |
| 2          | 安全標識等                            | 51 |
| <b>第8章</b> | <b>伝達すべき情報</b>                   | 55 |
| 1          | 健康管理手帳制度                         | 55 |
| 2          | 帰国後における労災請求等                     | 57 |
| <b>第9章</b> | <b>事例紹介</b>                      | 58 |

## 第2章 安全衛生管理とコミュニケーション

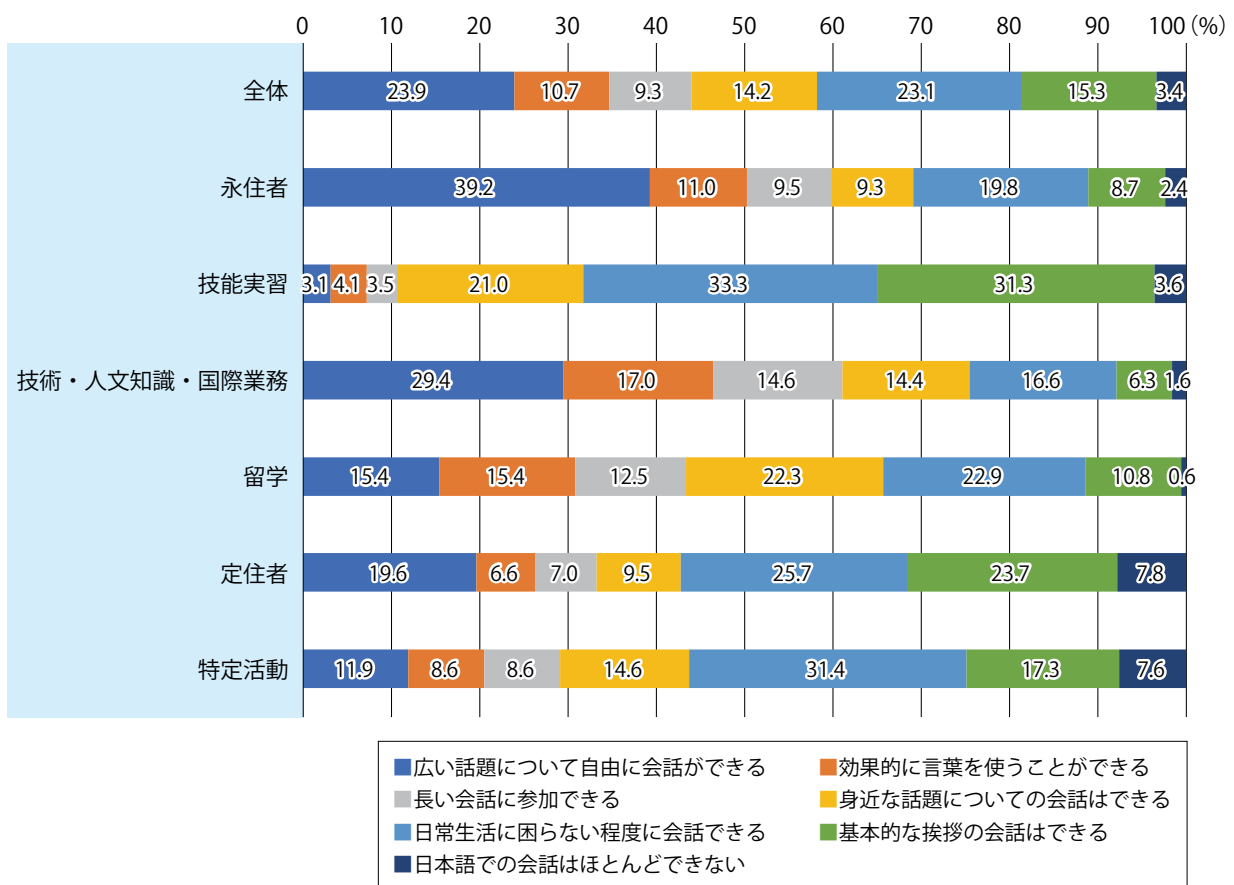
### 1 言葉の壁

#### 1 在留外国人の日本語能力に係る各種調査

##### ■ 出入国在留管理庁「令和3年度 在留外国人に対する基礎調査報告書」

出入国在留管理庁「令和3年度 在留外国人に対する基礎調査報告書」によれば、在留資格別日本語能力（話す・聞く）は、**グラフ15**のとおりであり、「永住者」では「幅広い話題について自由に会話できる」割合が39.2%と高くなっています。一方で、「技能実習」「特定活動」ではそれぞれ3.1%、11.9%と低くなっています。また、「技能実習」「定住者」では、「基本的な挨拶の会話ができる」「日本語での会話はほとんどできない」合せて、それぞれ34.9%、31.5%を占めており、全体と比較して高くなっています。

グラフ15 在留資格別日本語能力（話す・聞く）（単一回答）



資料出所：出入国在留管理庁「令和3年度 在留外国人に対する基礎調査報告書」

## ■ 地方自治体による調査

### (1) 静岡県

「静岡県外国人労働者実態調査」（令和元年10月）では、「外国人労働者を受け入れた中で困ったこと」（事業所調査）は、「日本語能力が不十分なため、コミュニケーションが上手くとれない」が、「技能実習生」で61.9%、「定住者」で36.6%、「資格外活動」で43.5%と高い比率になっています。

### (2) 福岡県

「福岡県在住外国人 アンケート調査報告書」（令和2年8月）では、「外国人の雇用に関して、課題や困っている点は何ですか。（あてはまるもの3つまでに○）」（事業所調査）で、「日本語でのコミュニケーションがとりづらい」が45.4%と最も高くなっています。

### (3) 広島県

「県内企業 外国人材雇用実態調査報告書」（広島県、令和2年3月）では、「外国人材の雇用で、職場での課題（3つまで複数回答可）」は、「コミュニケーションがとりづらい」が57.7%と最も高く、さらに「『コミュニケーションがとりづらい』は具体的にどのような場面で感じるか（複数回答可）」に対して、「専門用語や技術用語を用いた個別作業の指示・指導」が75.4%と最も高く、次いで「質問や相談などを受ける時」が47.3%、「一般的な業務連絡（朝礼、予定の伝達、集合場所・時間の指示など）」が40.0%となっています。

## 2 日本語能力と労働災害

以上を見ると、在留外国人が出入国在留管理庁のアンケートに答えた日本語能力（自己評価）と、仕事を遂行していくために求められる日本語能力（事業所評価）には乖離があることがうかがえます。

「業種別・在留資格別年千人率（令和3年）」（12頁の表2参照）を、出入国在留管理庁ほかの調査と比較すると、日本語能力が比較的高い「技術・人文知識・国際業務」では「全労働者」の数値より低くなっています。「日本語での会話はほとんどできない」「基本的な挨拶の会話はできる」「日常生活に困らない程度に会話できる」を合わせて50%を超え、「幅広い話題について自由に会話できる」「効果的に言葉を使うことができる」「長い会話に参加できる」が各在留資格の中で低い「技能実習」「特定活動」では、日本語能力と労働災害との間に一定の相関がうかがえます。

日本語能力と労働災害の指標である年千人率との関連性を、在住年数や最終学歴などのプロフィール、文化の相違から生ずるミスコミュニケーションとともに、事故の型や起因物、災害の発生状況など、様々な要因が関連する中で、日本語能力のみをもって労働災害の発生状況との相関を論ずることは適当ではありませんが、一つの大きな要素として考慮されるべきと考えられます。

## 3 日本語の学習機会

外国人労働者が日本語を学ぶ機関・施設としては「地方公共団体」「国際交流協会」や「任意団体」がその主体となっています。文化庁の「令和3年度 日本語教育実態調査報告書」では、このような一般の施設・団体（法務省告示機関（いわゆる日本語学校）を除きます。）について、



「機関・施設等」が1,349所、「日本語教師等の数」が23,663人、「日本語学習者数」が47,917人となっています。また、「地域における日本語教育」が実施されていない「日本語教室空白地域」は、全国で877自治体（全国の自治体の46.8%）あり、この地域に住む在留外国人は178,403人に及び、日本語教室で学ぶ機会が十分提供されているとは言い難い状況にあります。

こうした状況に対して、文化庁では、「『生活者としての外国人』のための日本語教室空白地域解消推進事業」を創設し、地方公共団体を支援するとともに、日本語教室がない地方公共団体（「空白地域」）に住む外国人を対象に想定し、インターネットサイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」（<https://tsunagarujp.bunka.go.jp/>）を令和2年6月から運営しています。

このサイトでは、生活の場面を切り取った数十秒～数分の動画、全28シーン、全84場面の学習を通じて、生活に必要な日本語を学べるようにしています。

#### 4 日本語学習の自習に活用できるツール

前掲「福岡県在住外国人アンケート調査報告書」によれば、「日本語を学んでいる」を選んだ人に「どのような方法で日本語を学んでいますか。（あてはまるもの全てに○）」と聞いたところ、「自分一人でインターネットやスマートフォンのアプリなどを使って」が49.8%と最も高く、次いで「自分一人で教科書やテレビ、ラジオなどを使って」が47.8%などとなっており、こうした資源を広く取り入れ、日本語の学習機会を増やしていくことは、その能力の向上に資するものと思います。

外国人技能実習機構では、スマートフォン用の日本語教育アプリ「げんばのにほんご」を配信しています。現在の対象職種は、機械・金属関係職種、食品製造関係職種及び建設関係職種の3職種のみとなっていますが、業務に関連した専門用語についても学習できるよう設計されており、実務に即応した内容となっています。

NHKでは、やさしい日本語で書いた「NEWS WEB EASY」において、日々のニュースでは動画とともに、音声での読み上げ、漢字へのふりがな、難しい言葉には辞書を付けるなど機能も付加し、地震や大雨、台風などの気象情報も配信しています。

また、「日本語の森」は、登録者数が50万人を超えるYouTubeチャンネルで、日本語能力試験（JLPT）のN1からN5の各レベルに合わせた「漢字」「文字語彙」「文法」「読解」「聴解」「模擬試験」までをやさしく解説しているほか、人気の日本の歌の歌詞の意味をやさしく解説するなど、バラエティーに富んだ構成で、飽きずに日本語の勉強が進められるよう工夫されています。

そのほかにも、無料で母語話者（ネイティブスピーカー）に質問できる「Hi Native」や、「やさしい日本語」で日本の情報を発信しているWEBマガジン「MATCHA」など、様々なサイトがありますので、一度ご覧いただくとよいと思います。

#### 5 「やさしい日本語」でコミュニケーション

##### ■ 震災をきっかけに考案された「やさしい日本語」

平成7年の阪神・淡路大震災では、多くの在日外国人も被災しました。在日外国人の母語は様々であり、災害が起こった時、すぐに多言語に翻訳するのは非常に困難であるとの教訓から、弘前大学の佐藤和之教授（当時）らは、旧日本語能力試験3級程度の日本語（小学校3年生の学

校文法)で理解できる、吟味した簡潔な日本語「やさしい日本語」を研究、考案しました。

私たちが日常使っている「日本語」を「やさしい日本語」に言い換えるにはいくつかのポイントがあり、その概要は次のとおりです。

### 図3 「やさしい日本語」のポイント

#### POINT ① 話し出す前に内容を整理する

⇒全体像を最初に示しましょう

「結論を先に話す」ように心がけると、話が分かりやすくなります

#### POINT ② 一文を短くし、語尾を明瞭にして文章を区切る（「です」「ます」で終える）

「ので、から、が、けれど、て、で、たら」といった接続助詞でつながる文を切って分けましょう

「血圧を測らせていただくので、こちらの椅子に腰かけていただけますか。」

⇒「血圧を測ります。この椅子に座ってください。」

#### POINT ③ 尊敬語・謙譲語は避けて、丁寧語を用いる（ため口も避ける）

外国人にとって尊敬語・謙譲語はとても難解なので、外しましょう

「です・ます」の形は最初に教科書に出てくる基本形です

「ご記入ください」⇒「書いてください」

「これはあぶないよ」⇒「これはあぶないです」

#### POINT ④ 単語の頭に「お」をつけない（可能な範囲で）

「お薬」「お会計」⇒「薬」「会計」

#### POINT ⑤ 漢語よりも和語を使う

漢語は専門用語などによく使われますが、聞いただけ（音だけ）では意味が伝わらないものが多くあります

その場合、次のような対応が考えられます

##### A. 置き換える：日常用語に置き換えられるもの

「明日は8時に集合してください」⇒「明日は8時に 集まって ください」

「この作業は4時に 終了します」⇒「この 作業は 4時に 終わります」

##### B. 説明を加える：理解度が低く説明が必要な用語

##### C. 意図的に使う（解説付き）：現場でよく使う大事な用語

研磨（磨く）、裁断（切る）、確認（確かめる）

#### POINT ⑥ 外来語を多用しない

外国人には外来語の理解が難しく、英語起源の外来語であっても伝わるとは限りません（そもそも英語はあまり伝わりません）

#### POINT ⑦ 言葉を言い換えて選択肢を増やす

「測定します」⇒「測ります、調べます」

#### POINT ⑧ ゼスチャーや実物提示

操作盤などは指差して説明、工具などは実物を見せる

#### POINT ⑨ オノマトペ（擬音語・擬態語）は使わない

「ふわふわ」「どンドン」「ガシャン」「サッと」「ガンガン」⇒なるべく使わない

#### POINT ⑩ 相手の日本語の力が高い場合は「やさしい日本語」をやめる

⇒状況に合わせてスイッチを切る

聖心女子大学の岩田一成教授は公用文が難解であることについて、①丁寧に書こうと思うとわかりにくくなる、②細部を正確に書こうとすればするほど難解になる、と指摘されていますが、やさしい日本語への言い換えに際しても、先に記したポイントにとらわれすぎると同じようなことになりかねません。わかりやすい日本語にはこれが正解という言い換えはなく、会話の中で相手が理解できるまで、様々な言い換えを試してみることが必要です。

### COLUMN ハ・サ・ミの法則

東京外国語大学の荒川洋平教授が提唱するやさしい日本語への言い換えのコツ、「はっきり言う」「最後まで言う」「短く言う」の頭文字をとったものです。

「はっきり言う」は、ハキハキとした発音で内容を明確に伝えることです。

「最後まで言う」は、文末までしっかりと言葉にすることです。例えば「今ちょっと忙しいので」は、「ので」の後に言いたいことが隠されています。忙しいので具体的にどうしてほしいのかを省略せずに、言葉の最後まで言い切りましょう。

「短く言う」は、長い文章を短く区切り、単文にして話すことです。

YouTubeにある「桂かい枝 入門・やさしい日本語『ハサミの法則』」も楽しく学べるツールとして参考になります。これを作成した吉開章氏からお聞きしたところでは、外国の方がこの落語を聞いて笑い、それを見ていた日本の方が「外国人にも落語がわかるのだ」といって喜ばれたとのこと。共通の話題がコミュニケーションを広げた良い例だと思います。



桂かい枝 入門・やさしい日本語『ハサミの法則』

<https://www.youtube.com/watch?v=d2bFW6jKOPM>

### ■情報発信言語として求められる「やさしい日本語」

「令和2年度 在留外国人に対する基礎調査報告書」（出入国在留管理庁）によれば、日本語能力（読む）【日本語】を見ると、「よく分かる」の割合が52.1%となっています。提示した日本語を分からない（「あまり分からない」「分からない」の合算値）と回答した割合は、約2割となっています。一方、日本語能力（読む）【やさしい日本語】を見ると、「よく分かる」の割合が最も高く77.2%となっており、次いで、「まあまあ分かる」（13.9%）、「分からない」（4.6%）となっています。提示した【やさしい日本語】を分からない（「あまり分からない」「分からない」の合算値）と回答した割合は、約1割にとどまっています。さらに、「やさしい日本語を活用した在住外国人への情報伝達に関する調査」（一般財団法人東京都つながり創生財団、調査期間は2022年2月から3月）では、「あなたが知りたいことについてのチラシがあったとき、どの言葉で読みますか」との問いに対して、希望するチラシの言語は「やさしい日本語」が最も多く38.5%となっており（グラフ16）、両調査から「やさしい日本語」による情報伝達の優位性が示されています。



### ■ 「やさしい日本語」を学ぶのは日本人であること

日本語教室に通ったり、周囲の日本人や日本語能力のある知人・友人などから日本語を学び、日本での生活を続けるうえで必要な最低限の能力は多くの外国人が備えていると考えられます。このような日本語能力の未習熟な外国人とコミュニケーションをとっていくうえで有用なツールが「やさしい日本語」ということになりませんが、私たちが日常使用する「日本語」を「やさしい日本語」に言い換え、外国人の側に歩み寄るのは日本語を母語とする日本人であるということをしかりと認識する必要があります。

先に紹介しました「県内企業 外国人材雇用実態調査報告書」（広島県、令和2年3月）では、次のような意見が出されています。

- ◆外国人材の日本語レベルが高くない。一方で、日本人従業員にも問題がある（コミュニケーション不足を相手の語学力のせいにする）。（素形材産業）
- ◆外国人材の日本語レベルと、日本人従業員の英語レベルの双方が不足している。（自動車関連産業）
- ◆外国人労働者の語学力レベルと日本人従業員のコミュニケーション力や指導力が、ともに不足している。（産業機械製造業）

「岐阜県日本語教育の総合的な体制づくり実施計画」（令和2年2月27日）では、従業員間のコミュニケーションで「日本語が伝わらず意思疎通に困っている」と聞いたことがある企業は、日本人側からは7割、外国人側からは6割となっており、その内容については双方とも「仕事の内容や作業の指示等」が最も多くなっています。

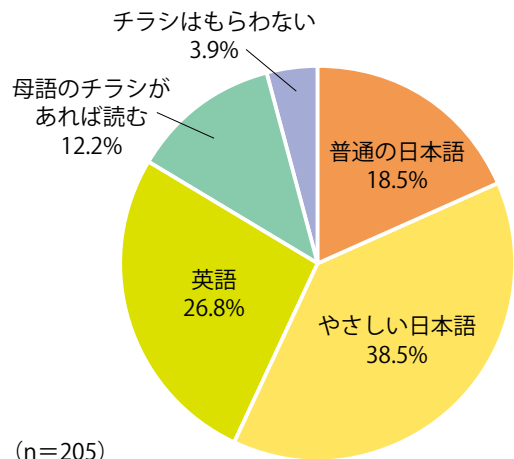
意思疎通に困る主な理由としては、「外国人従業員自身の日本語能力不足」と認識されていますが、3割の企業は「日本人従業員の話し方」にあるとも回答しています。

このような指摘は、外国人労働者をスタッフとして使用する上司ばかりではなく、同僚、安全衛生スタッフ、福利厚生担当者など、広く日常において外国人労働者と関わる職員が、「やさしい日本語」の知識を習得し、外国人労働者と円滑なコミュニケーションをとっていくことが、外国人労働者の安全衛生を担保し、そのほかの労働環境を向上していくうえで非常に重要だということを端的に物語っているものといえるでしょう。

## 6 地域社会との共生を通じた「新たな居場所」の創出と日本語能力の向上

前掲広島県の「県内企業 外国人材雇用実態調査報告書」では、「実習生同士でかたまっている」ので日本語能力の向上が遅い。受入側も実習生の母語が理解できない。（自動車関連産業）」との指摘がありました。技能実習生については「1期生は日本語の学習に熱心だが、2期生、3期生と代を重ねるにしたがって日本語の学習意欲がなくなって、実習生同士での情報伝達に頼るよ

グラフ 16 希望する情報発信言語



(n=205)

(出典：やさしい日本語を活用した外国人への情報伝達に関する調査報告書 (tokyo-tsunagari.or.jp) P13)

うになる」との話はよく聞くところです。

技能実習法では優良な実習実施者の要件として、以下のような「地域社会との共生に関するもの」を設けています。

- 受け入れた技能実習生に対し、日本語の教育の支援を行っていること
- 地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること
- 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること

日本語学習を含むこれらの取組みは、我が国における「共生社会の実現」という本来の趣旨とともに、ともすれば母語を同じくする者で形成するコミュニティに閉じこもることによって生ずるコミュニケーションの欠如、業務遂行への障害を軽減し、社内のみならず地域社会との交流を通じて、「新たな居場所」を見出して視野を広げる契機となるでしょう。日本語学習のみに着目するのではなく、日本語を習得することによって得るこうした「新たな居場所」にも留意していく必要があるでしょう。なお、同じ国の出身者がコミュニティを作ること自体は、精神的な安定を保つうえでも重要な意味を持っており、否定されるべきものでないことはいまでもありません。

## 2

## 文化の違いに対する理解

### 1 日本における異文化理解度と外国人労働者を受け入れる意識

「静岡県外国人労働者実態調査」（令和元年10月）によれば、「外国人労働者を受け入れてきた中で困ったこと」では、「遅刻・欠勤が多いなど職場のルールが守れない」が技能実習生で3.5%、定住者で18.0%、資格外活動で22.6%、「生活や文化の違いから、日本人労働者とのトラブルが生じる」が技能実習生で3.5%、定住者で11.2%、資格外活動で6.5%などとなっています。

こうしたトラブルが生じるのは、日本語に未習熟なことも要因だと思いますが、日本語能力だけの問題ではなく、その外国人労働者が生まれ育った国や地域の文化の違いによるところが多いということをしっかり認識しておく必要があります。

#### ■日本の職場における外国人労働者に対する意識

私たち日本人の日常では、「空気を読む」とか「忖度（そんたく）」といった言葉に代表されるように、言葉に表されていない思いをくみ取ることによって様々な業務が進められています。日本人が多数を占める職場では、外国人労働者に対しても、こうした日本の文化様式を求める意識が強くなる傾向があります。

パーソル総合研究所の「多文化共生意識に関する定量調査」（2021年3月）によれば、「職場における外国人への排他意識」について、次のような調査結果と分析が示されています。

#### ●職場の外国人との接触頻度

外国籍従業員がいる職場は37.1%で、接触頻度は「挨拶をする」で「よくある」「時々ある」の合計は6割を超えるが、「業務での関わり」「雑談やプライベートでの交流」など、より密な交流においてはいずれも5割を下回っていた。

### ● 職場における外国人への排他意識

「同じ職場に外国人がいても話しかけにくいと思う」(27.8%)、「外国人とは総じて仕事がしにくいと思う」(26.5%)、「外国人が職場の上司になることは嫌だ」(26.2%)など外国人に対する排他的な傾向が見受けられる。

### ● 職場での外国人への規範意識

外国人に対して、「職場では空気を読んでほしい」(70.7%)、「日本のビジネスマナーを身につけてほしい」(78.0%)など暗黙の同調圧力や規範意識が高い結果となった。規範意識と排他意識には正の相関がみられる。

### ● 職場における外国人への排他意識の影響要因

- ◆ 外国人に対する排他意識が弱い層の特徴は、若年層、女性、最終学歴は短大・専門学校卒以上、外向性・協調性・開放性であった。一方、高年齢層や男性には排他意識が強い傾向がみられた。
- ◆ 外国人との接触頻度が高いほど、職場における外国人比率が高いほど、外国人への排他意識を弱めることがわかった。

## 2 日本人労働者・外国人労働者への教育支援ツール

### ■ 外国人労働者とのコミュニケーションに関する経済産業省の教育支援ツール

外国人労働者と一緒に仕事をする日本人労働者に対する教育は、どのようにしたらよいでしょうか。

経済産業省では、このような文化の違いを理解するための動画教材「職場でのミスコミュニケーションを考える」及び「動画教材を使った対話による学びの手引き」を提供しています。動画作成の趣旨は、「外国籍社員とのコミュニケーションに課題を抱える企業は多く、日本人社員に向けた学びの機会が十分でないという声も聞かれます。また、日本人独特のハイコンテクストな会話が、職場において外国籍社員とのミスコミュニケーションの要因となっている可能性があります。このような状況を踏まえ、経済産業省では、外国籍社員のみならず日本人社員の学びを促進するため、『職場でのミスコミュニケーションを考える』動画教材を作成しました。」としています。

動画は、有識者へのインタビューによる動画解説などから始まり、職場でよく見られるミスコミュニケーションの18場面に問題解決のための解説がなされています。また、複数のミスコミュニケーションを組み合わせたストーリー動画も用意されています。

表3 「職場でのミスコミュニケーションを考える」動画教材（経済産業省）

| 動画名称                           | 概要                         |
|--------------------------------|----------------------------|
| 仕事に関する文化・習慣の違いから生ずるミスコミュニケーション |                            |
| 5分前行動                          | 5分前行動という習慣／考え方の違い          |
| 定時退社                           | 定時退社（残業）に対する認識の違い          |
| チームでの仕事                        | 自分の仕事の範囲、チームで仕事をするという認識の違い |
| 資料の様式                          | 社内資料の作成で重視することに対する認識の違い    |
| 業務の指示や受け答えで生じるミスコミュニケーション      |                            |



| 動画名称                          | 概要                               |
|-------------------------------|----------------------------------|
| いいよ、大丈夫                       | Yes/No がはっきりしない表現                |
| 仕事の締切り                        | 締切りの伝え方があいまい                     |
| 仕事の目的                         | 仕事の目的の伝え方（「ルールだから」では伝わらない）       |
| わかりました                        | 仕事の指示内容を相手が正しく受け取っているか           |
| 評価やフィードバックで生じるミスコミュニケーション     |                                  |
| 注意の仕方                         | 人前で指摘することへの受け止め方                 |
| 言いたいことははっきりと                  | 人を介して指摘することへの受け止め方               |
| 褒める                           | 評価の理由があいまい                       |
| 評価の基準                         | 評価の基準や具体的な項目が示されない               |
| 配属やキャリアの視点で生じるミスコミュニケーション     |                                  |
| 配属                            | 仕事の配属や人材育成の考え方の違い（ジョブ型・メンバーシップ型） |
| 長期休暇                          | 冠婚葬祭の文化や休暇に対する認識の違い              |
| キャリアプラン                       | 本人の希望するキャリアプランと実際の仕事のズレ          |
| その他の文化・価値観の違いから生じるミスコミュニケーション |                                  |
| 宗教礼拝                          | 宗教についての配慮                        |
| 飲みニケーション                      | プライベートな時間についての考え方の違い             |
| ひとりぼっちの部下                     | 外国籍社員が相談できる相手がいない／制度がない          |
| ストーリー1（複数のミスコミュニケーション）        | 仕事の後の仕事、人前での注意、わかりづらいお願い、など      |
| ストーリー2（複数のミスコミュニケーション）        | 仕事の締切り、距離の取り方、仕事の進め方、など          |

動画のタイトルや概要を見ただけで、心当たりの出来事を思い出された方も多いのではないのでしょうか。

この動画には、「動画教材を使った学習の流れ」「動画視聴後の学習用ワークシート」などが記載された「手引き」が用意されており、この手引きに沿って、外国人労働者と関わるスタッフの皆さんに研修を行うことによって、異文化への理解が深まると思います。

▶「職場でのミスコミュニケーションを考える」動画教材（経済産業省 HP）  
<https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210426003/20210426003.html>

## COLUMN 中村哲医師の言葉

パキスタンのペシャワールでのハンセン病治療から始まった中村哲医師の活動は、その後、干ばつに苦しむアフガニスタンでの水路建設にその範囲を広げていったことはよくご存じのことと思います。その中村医師が遺した言葉は数多くありますが、異文化について語った言葉に「自分にとって見慣れないもの、自分が一般的でないものを目にすると、単に『違う』というだけであるものを、善悪とか優劣とかいう範疇で見てしまいがちです。」というものがあります。日本語や日本の風習を理解しないことなど、文化の「違い」を、いつの間にか「善悪」や「優劣」に置き換えてしまうことはないでしょうか。

中村医師の言葉は、異文化への理解を深めるための箴言だといえるでしょう。

## 外国人労働者安全衛生管理の手引き

令和4年度厚生労働省委託

外国人労働者安全管理支援事業（外国人在留支援センター）

受託者：公益社団法人 東京労働基準協会連合会  
〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-8

令和5年3月